

埼労発基0509第4号  
令和6年5月9日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

標記について、令和6年5月8日付け基発0508第3号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。